

平成29年度第2回
「ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業
(新エネルギーベンチャー技術革新事業)」公募要領

公募受付締切日
平成29年11月6日(月) 正午必着
郵送または特定信書便のみで受け付けます。

【ご注意】府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への事前登録について

本事業への申請には、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」へ所属研究機関及び研究代表者の登録を行っていただくとともに、応募情報の申請及び応募内容提案書の提出が必要です。

所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合がありますので、十分余裕をもって実施してください。

複数機関で申請する場合は、申請者及び全ての連名申請者について、機関毎に e-Rad へ研究代表者の登録及び応募基本情報の申請をしてください。

詳細は e-Rad ポータルサイトを参照して下さい。また不明な箇所は、e-Rad ヘルプデスクにお問い合わせください。

◆e-Radポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

◆e-Rad利用可能時間帯：平日、休日ともに0:00～24:00

(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)

◆e-Rad ヘルプデスク：Tel:0570-066-877

(平日 9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く)

重要

e-Rad による申請手続きを行わないと、本事業への申請が出来ませんので、ご注意ください。

平成29年10月
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部

【ご案内】中小企業技術革新制度（SBIR 制度）による支援措置について

本事業は、中小企業技術革新制度（SBIR 制度）の「平成29年度特定補助金等」として指定される予定のものです。本事業の委託先及び助成先のうち中小企業（ベンチャーを含む）は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、各種支援措置を受けることができます。なお、支援措置のご利用に当たっては、個別の支援措置ごとに支援機関の審査や確認を受ける必要があります。

SBIR 制度とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき、中小企業者等の新技術を利用した事業活動を支援するため、関係省庁が連携して、中小企業者等による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度です。

<支援措置の概要>

- 1) 特別貸付を受けることができます～株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度～
- 2) 特許費用がお安くなります～特許料等の減免措置～
- 3) 信用保証が厚くなります～中小企業信用保険法の特例～
- 4) 投資による資金を期待できます～中小企業投資育成株式会社法の特例～
- 5) 設備資金の貸付が増えます～小規模企業者等設備導入資金助成法の特例～

詳しくは、以下をご参照ください。

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/sbir.html>

目次

【1. 事業の概要】	3
(1) 背景	3
(2) 目的	3
(3) 本事業の特徴	4
(4) 本事業の内容（事業期間、契約形態、事業内容等）	5
(5) 実施体制	6
【2. 応募の要件】	8
(1) 申請の要件	8
(2) 申請者の要件	9
(3) 申請に関する注意	11
【3. 応募にあたっての留意事項】	13
(1) 重複応募の排除	13
(2) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	13
(3) 研究活動の不正行為への対応	15
(4) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口	16
【4. 提出期限及び提出先】	17
【5. 応募方法】	18
(1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録	18
(2) 提案に必要な書類等の作成	19
(3) 提出書類の受理に関する注意事項	24
【6. 秘密の保持】	25
(1) 提出物の管理	25
(2) 応募情報の公表	25
(3) 個人情報の取り扱い	25
【7. 委託先及び助成先の選定について】	26
(1) 審査方法	26
(2) 事前審査の基準	26
(3) 契約・助成審査委員会の選考基準	28
【8. 委託先及び助成先の決定及び通知】	29
(1) 採択結果の公表等について	29
(2) 審査委員の氏名の公表について	29
(3) スケジュール	29
【9. 助成事業（フェーズC及びフェーズD）について】	30
(1) 助成金の支払い	30
(2) 取得財産の管理	30
(3) 産業財産権等の届出	30
(4) 企業化状況報告書	31
(5) 収益納付	31
【10. その他の留意事項】	32
【11. 問い合わせ先】	34

平成29年度第2回「ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業
 (新エネルギーベンチャー技術革新事業)」に係る公募について
 (平成29年10月6日)

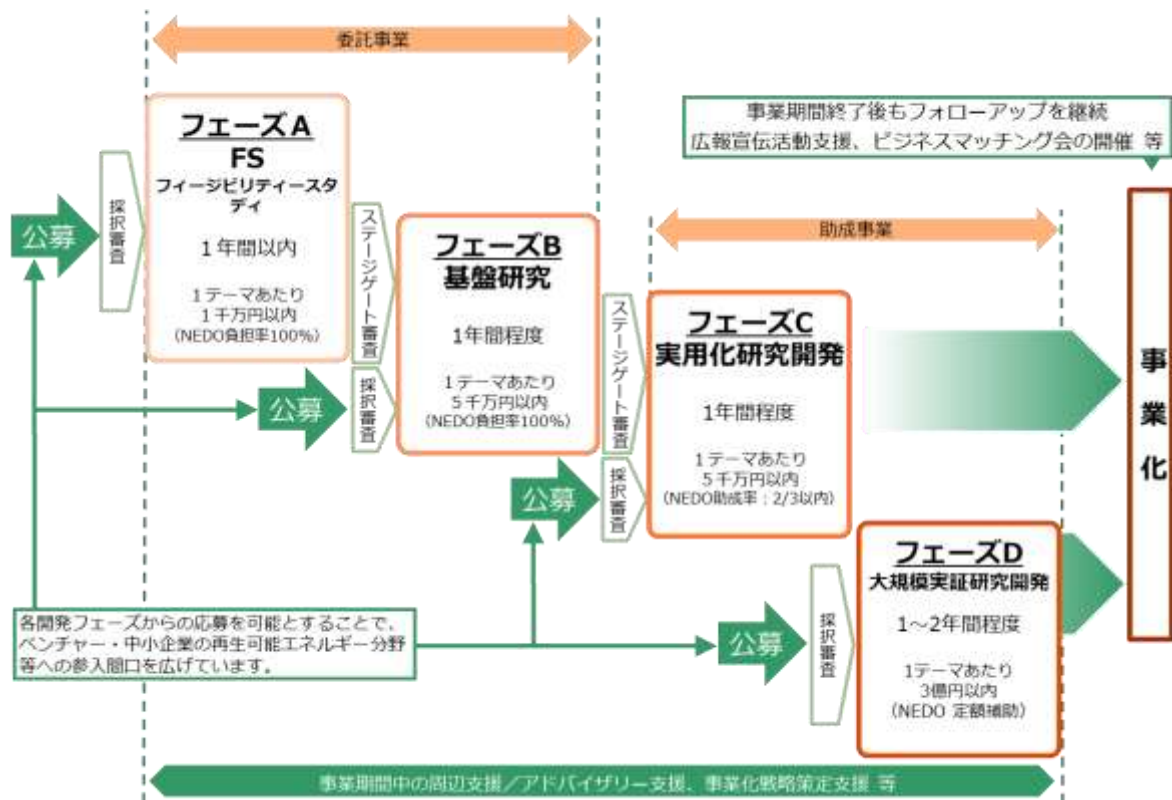
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (以下「NEDO」という。) は、次の通り「ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業 (新エネルギーベンチャー技術革新事業)」 (以下「本事業」という。) を実施致します。

本事業は、米国のSBIIR (Small Business Innovation Research) をモデルに、再生可能エネルギー分野の重要性に着目し、中小企業等 (ベンチャーを含む) が保有している潜在的技術シーズを基にした技術開発を、公募により実施するものです。本事業は、申請テーマに関して、技術や事業化の面での優位性や独創性等の観点から選抜・育成し、事業化を見据えた技術開発支援を行う事業として、平成19年度から開始しました。

具体的には、技術の事業化までのステップに合わせて、フェーズA (フィージビリティ・スタディ) 及びフェーズB (基盤研究) を委託、フェーズC (実用化研究開発) 及びフェーズD (大規模実証研究開発) を助成 (フェーズC : 助成率2/3以内、フェーズD : 定額) により実施するものです。フェーズAからフェーズB及びフェーズBからフェーズCの過程では、競争選抜 (以下「ステージゲート審査」という。) を行い、有望テーマの選択と集中を図り、ベンチャービジネスやベンチャー企業等を支援する仕組みを導入します。

平成29年度は、フェーズA、B、C及びDへの参加を希望する企業等の法人を広く募集します。参加を希望する企業等の法人は、以下の要領にしたがってご応募ください。

【事業スキーム図】



【1. 事業の概要】

(1) 背景

資源に乏しい我が国が、将来にわたり持続的発展を達成するためには、新エネルギー関連技術の開発、導入・普及によって、各国に先んじて次世代型のエネルギー利用社会の構築に取り組んでいくことが不可欠です。

我が国では、例えば太陽光発電の導入量が1997年には世界一となる等、一定の実績をあげてきました。しかし、全般的には、エネルギー変換効率や設備利用率が上がらない等、競合するエネルギーと比較して経済性の面等における制約から普及が十分ではなく、事業化に向け未だ多くの課題が残されています。

このため、太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー及び燃料電池・蓄電池等、特に導入を促進すべきエネルギー分野において、効率性を飛躍的に高め、エネルギー源の多様化を実現する「革新的なエネルギー高度利用技術」の開発と利用を強化することが必要です。また、エネルギーの高度利用においては、災害時にも利用可能なシステムに資する技術や、地域におけるエネルギー需給ギャップの解消に資する技術の重要性も増しています。

さらに、新エネルギーの分野におけるベンチャービジネスの参入促進や周辺関連産業の育成などによって、非化石エネルギーの産業構造に厚みを増し、新エネルギー産業全体としての経済性の向上を図ることが重要です。

(2) 目的

本事業は、新・国家エネルギー戦略（経済産業省：平成18年5月）における「新エネルギー・ベンチャービジネスに対する支援の拡大」や、新エネルギー部会中間報告（経済産業省総合資源エネルギー調査会：平成18年11月）における「ベンチャー企業による多様な技術革新の活性化の必要性」に基づき実施するものです。

具体的には、中小企業等（ベンチャーを含む）の保有する潜在的技術シーズを活用した技術開発の推進を支援するとともに、新事業の創成と拡大等を目指した事業化・ビジネス化を支援することを目的とします。そのため、新エネルギーの分野における技術の選択肢を拡大するとともに、中小企業等（ベンチャーを含む）の革新的な技術に対し、市場からベンチャーキャピタル等の資金を呼び込む仕組みを組み込むことにより、新エネルギーの自立的な発展の加速化を目指します。

これまで、NEDOにおいては、新エネルギーの分野に関する研究開発プロジェクトを推進し、技術的に注目すべき数多くの成果を得ています。しかし、今後の新エネルギーの導入普及には、周辺技術、関連技術等の未だボトルネックとなっている技術課題が残されており、経済性の面での制約も課題となっています。

このため、本事業では、エネルギー基本計画や新成長戦略等に示される再生可能エネルギー分野の重要性に着目し、将来を見据えた技術開発を進め、中小企業等（ベンチャーを含む）を育成し、技術の選択肢の多様化と新エネルギー利用における周辺技術の確保を図り、技術革新の活性化を図るものです。

また、イノベーション・コースト構想の推進につながる新エネルギー分野の技術開発について支援を強化することにより、福島県浜通り地域の復興・再生に貢献します。

(3) 本事業の特徴

本事業では、技術開発段階から事業化段階までの一貫した支援を行います。以下にその具体的な内容を示します。

【特徴1】潜在的技術シーズを活用した技術開発を事業化に結びつけます。

- 1) 広い間口による潜在的技術シーズの発掘：社会のニーズに即した技術課題、かつ、中小企業等（ベンチャーを含む）の保有する技術シーズを活用することで解決が期待できる技術課題をNEDOが提示します。ただし、技術の選択肢を絞り込まず、トピックスとしての技術課題及び技術テーマ例を示すことで、申請の間口を広くします。
- 2) ステージゲート審査（※1）の採用：フェーズが移行する過程（フェーズAからフェーズB及びフェーズBからフェーズC）で競争選抜を行い、有望テーマの選択と集中を図り、ベンチャービジネスやベンチャー企業等を支援する仕組みを導入します。

（※1）「ステージゲート審査」とは

外部有識者によるフェーズAからフェーズBへの継続可否及びフェーズBからフェーズCへの継続可否についての評価のことです。具体的には、フェーズA及びフェーズB終了前に実施し、それぞれフェーズA及びフェーズBで得られた結果（技術開発成果、ビジネスプラン、次のフェーズでの計画等）をもとに、それぞれフェーズB及びフェーズCへの継続可否を判断します。

【特徴2】技術開発から事業化に結びつけるための様々な周辺支援を事業期間中に行います。

- 1) アドバイザー支援：NEDOが、事業者が抱える様々な課題解決のため、技術、知的財産、経営等を専門とするアドバイザー等と連携し、事業化支援を行います。
- 2) 事業化戦略策定支援：NEDOが、ビジネスプランの作成、ベンチャーキャピタル等からの資金運用などに関するセミナー等を開催し、効果的な事業戦略の策定を支援します。

【特徴3】技術開発成果を基にした事業化に向けて、事業期間終了後のフォローアップを行います。

- 1) 経営支援・資金獲得等の機会支援：ベンチャーキャピタル等から経営面・資金面等での支援を得るためのマッチングの場を設定します。
- 2) 次なるステップ等の助言：本事業で得られた技術開発成果の事業化に向けた検討にあたって、NEDO内外の公募事業への展開等についてアドバイス等を行います。
- 3) 広報宣伝活動支援：成果報告会や展示会等のイベントを活用し、新たなビジネスパートナーや販路開拓のための場を設定します。
- 4) 中小企業技術革新制度（SBIR制度）による支援：採択事業者のうち、中小企業に該当する法人は、本事業の成果を利用した事業活動を行う際に様々な支援措置をご利用いただけます。

【特徴4】イノベーション・コースト構想の対象地域で実施される申請について、一定程度の配慮を行います。

イノベーション・コースト構想の対象地域：福島県内15市町村

(いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村)

- 1) 審査における加点：上記地域に会社本社の登記を行っている、または、上記地域に研究拠点を有し、当該拠点にて本申請に係る研究開発を実施する、もしくは拠点を有していない場合、拠点を移す計画の妥当性をNEDOが認めた申請については、審査段階で加点を行います。
- 2) 委託・助成金額の上限額を増額（フェーズA、B、Cのみ）：上記地域に会社本社の登記を行っている、または、上記地域に研究拠点を有し、当該拠点にて本申請に係る研究開発を実施する、もしくは拠点を有していない場合、拠点を移す計画を有する申請については、委託・助成金額の上限を引き上げることが可能です。ただし、審査過程で、NEDOが要件を満たさないと判断した場合には、上限の引き上げを認めず、採択決定を行う場合があります。

(4) 本事業の内容（事業期間、契約形態、事業内容等）

本事業は、技術開発から事業化までのステップによって、4つのフェーズ（フェーズA、フェーズB、フェーズC、フェーズD）を設けています。

<フェーズA>：フィージビリティ・スタディ

- 事業期間：1年間以内（本年度の事業期間は平成30年11月末までの予定です。）
- 契約形態：1テーマあたり1千万円以内（委託：NEDO負担率100%）
- 事業内容：

技術シーズを保有している中小企業等（ベンチャーを含む）が、事業化に向けて必要となる基盤研究のためのフィージビリティ・スタディ（FS）（※2）を、産学官連携の体制で実施します。

（※2）「フィージビリティ・スタディ」とは

新製品や新事業に関する実行可能性や実現可能性を検証する作業のことです。具体的には、科学的・技術的メリットの具体化と、技術開発の実施、技術動向調査、市場調査、ビジネスプランの作成等を行って、事業の実現可能性の見通しをつけることです。

<フェーズB>：基盤研究

- 事業期間：1年間程度（本年度の事業期間は平成30年11月末までの予定です。）
- 契約形態：1テーマあたり5千万円以内（委託：NEDO負担率100%）
- 事業内容：

要素技術の信頼性、品質向上、システムの最適設計・最適運用等に資する技術開発や、プロトタイプを試作及びデータ計測等、事業化に向けて必要となる基盤技術の研究を、産学官連携の体制で実施します。

<フェーズC>：実用化研究開発

●事業期間：1年間程度（本年度の事業期間は平成30年1月末までの予定です。）

●助成金額：1テーマあたり5千万円以内（助成：助成率 2／3以内）

●事業内容：

事業化の可能性が高い基盤技術を保有している中小企業等（ベンチャーを含む）が、事業化に向けて必要となる実用化技術の研究、実証研究等を実施します。

<フェーズD>：大規模実証研究開発

●事業期間：1～2年間程度（事業期間は任意に設定可能ですが、最長で平成31年10月末までの予定です。）

●助成金額：1テーマあたり7千5百万円以上3億円以内（助成：定額）

●事業内容：

事業化のリスクが高いものの、基礎となる技術が確立された極めて有望な技術を保有し、それを実証する能力を有する中小企業等（ベンチャーを含む）が、必要に応じて自治体や大企業等と連携して、事業化に向けた大規模な実証研究を実施します。

※ただし、イノベーション・コースト構想の対象地域で実施するものについては、NEDO負担額の上限をフェーズAは1千5百万円以内、フェーズBは7千5百万円以内、フェーズCは7千5百万円以内とします。

(5) 実施体制

<フェーズA及びBの場合>

NEDOが選定する企業、大学などの法人（以下「委託先」という。）が、NEDOと委託研究契約を締結して実施します。

複数機関で申請する場合は、代表となる機関を申請者とし、申請者以外の機関を連名申請者とします。申請者及び全ての連名申請者は【2. 応募の要件】を満たし、申請時には、複数機関の役割分担を明確にさせていただく必要があります。採択決定後の契約は、原則として連名契約（※3）となります。なお、代表となる機関のNEDOへ計上を予定する費用は、全体の対象費用の50%以上とする必要があります。

(※3)「連名契約」とは

複数の委託先が、それぞれの明確な分担関係をもって、対等な立場でNEDOの委託業務を行う場合に、連名で契約して、業務を実施することです。

<フェーズC及びDの場合>

「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に従い、交付申請書の記載事項に基づいて実施します。

複数機関で申請する場合は、代表となる機関を申請者とし、申請者以外の機関を連名申請者とします。申請者及び全ての連名申請者は【2. 応募の要件】を満たし、申請時には、複数機関の

役割分担を明確にさせていただく必要があります。なお、代表となる機関のNEDOへ計上を予定する費用は、全体の対象費用の50%以上とする必要があります。

【2. 応募の要件】

(1) 申請の要件

公募する技術分野は、エネルギー基本計画、新成長戦略等に示される以下の分野とします。

- 1) 太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス利用、太陽熱利用、その他未利用エネルギー分野。
- 2) 再生可能エネルギーの普及、エネルギー源の多様化に資する新規技術（燃料電池、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等）。

また、技術課題として以下が例に挙げられます。

- ・ 変換効率、信頼性、耐久性、利便性向上等、性能改良に資する技術開発
- ・ 低コスト化、歩留まり向上、生産性向上等、製造法の改良に資する技術開発
- ・ 効率向上、安全化・安定化、長寿命化等、コスト削減に資する技術開発
- ・ 再生可能エネルギーを利用する場合の信頼性、品質向上、メンテナンス性向上、リサイクル性向上等に資する技術開発
- ・ システムの最適設計、最適運用等に資する技術開発
- ・ 短時間の停電時においても、地域・ビル・家屋等に非常用電源を供給可能な再生可能エネルギー利用システムに関連する技術開発
- ・ エネルギー需給ギャップの解消に資する再生可能エネルギー利用システムに関連する技術開発
- ・ 独立運転可能な再生可能エネルギー利用システムに関連する技術開発
- ・ テストプラント等での大規模な実証研究開発
- ・ その他、再生可能エネルギーの普及に資する技術開発

具体的な申請の要件は以下の通りです。

- 1) フェーズA及びフェーズBにおいては、本事業の対象としている技術分野において、産学官連携の体制で技術開発を行う申請内容であること。
- 2) フェーズAは、事業期間終了までに、事業化が可能なビジネスプランを立てられること。
- 3) フェーズBは、事業期間終了までに、事業化の具体的な計画を立てられること。
- 4) フェーズCは、申請時に、事業期間終了後3年以内で実用化が可能な具体的な計画を有すること。
- 5) フェーズDは、申請時に、事業期間終了後1年程度で実用化が可能な具体的な計画を有し、自治体からの支持を受けて実証研究を実施すること。
- 6) フェーズDは、既製品に置き換わる技術であって、大規模実証研究によって、技術の優位性を立証できるものであること。
- 7) フェーズDは、過去に本事業またはこれに類する国・地方公共団体による研究開発事業を行い、基礎となる技術が確立された技術の実証研究を行うものであること。
- 8) フェーズC及びフェーズDは、実証段階から事業化に係る法的規制等についての課題及びそれに対する解決策を提示すること。

フェーズAの場合は、フェーズAの事業終了時にフェーズBへのステージゲート審査を必ず受けていただきます。

フェーズBの場合は、ステージゲート審査を経ることで、フェーズC（助成事業）にも進むことができます。

フェーズCからフェーズDへのステージゲート審査は設けず、フェーズDの採択はすべて公募により決定します。

※なお、フェーズDの平成29年度第2回公募においては多くとも数件のみの採択の予定です

(2) 申請者の要件

本事業では、以下の要件を満たす法人等に応募資格があります。複数機関で申請する場合は、代表となる機関を申請者とし、申請者以外の機関を連名申請者とします。

なお、本事業における「中小企業等」とは、以下に示す「中小企業」又は「中小企業としての組合等」を指し、社団法人、NPO法人を含みません。

「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定められている下表の「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす会社（会社法[平成17年法律第86号]第2条第1項に定められている株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）であって、みなし大企業に該当しないものを指します。

主たる事業として 営んでいる業種	【資本金基準】 資本金の額又は出資の総額	【従業員基準】 常時使用する従業員の数
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(注2) 本事業において、「みなし大企業」とは、以下のものをいう。

- ・ 発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している法人

(注3) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業者として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ・ カーブアウトベンチャー（※4）

(※4) 「カーブアウトベンチャー」とは

以下の全ての要件を満たす企業を指します。

- ・ 研究者が1人以上かつ全従業員の10%以上、又は試験研究費等が売上高の3%以上であること（試験研究費等については以下のホームページの試験研究費としてください。）

<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/newangel/shikenkenkyuhi.pdf>

- ・ 未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと
- ・ 公募締切日において設立10年以内の企業であること

「カーブアウト」とは、「切り出す、分割する」という意味を持っており、文字通り、企業の中から事業を切り出すことを目的としています。大企業の中で埋もれた技術や人材を社外の別組織として独立させ、株式公開を目指します。一方、スピンオフは、子会社や事業部を親会社から分離することを指します。これにより、親会社は事業の選択と集中が進み、経営効率の向上を図ります。このようにスピンオフとカーブアウトは形態が非常に似ているのですが、親会社の主たる目的が異なります。

「中小企業としての組合等」とは、以下のいずれかに該当する組合等を指します。

- 1) 産業技術力強化法施行令第6条第1項第3号に規定する事業協同組合等（技術研究組合等を含む）。
- 2) 1)のほか、特別の法律により設立された組合及びその他連合会の要件については産業技術強化法施行令第6条第1項第3号を準用する。

(注4) 「中小企業としての組合等」の場合は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・ 技術研究組合の場合は、直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であること
- ・ 組合として事業遂行能力を有すること
- ・ 研究者が1人以上かつ組合従業員の10%以上、又は試験研究費等が事業費の3%以上であること（試験研究費等については以下のホームページの試験研究費としてください。）

<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/newangel/shikenkenkyuhi.pdf>

<フェーズA及びBの場合>

申請者及び全ての連名申請者は、法人格を有する者に限り、かつ、それぞれ以下全ての要件を満たすことが必要です。

フェーズAの場合は、必ず複数機関で申請していただき、連名申請者の一つは大学等（※5）であることが必要です。

フェーズBの場合は、単独での申請は可能ですが、「委員会等における外部からの指導及び協力者」に大学等からの指導・協力者を入れるなど、実施体制に大学等を含むことが必要です。

(※5)「大学等」とは

- ・ 大学（学校教育法[昭和22年法律第26号]第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法[平成15年法律第112号]第2条第4項に規定する大学共同利用機関）
- ・ 国立研究開発法人、独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの

【申請者】

- 1) 日本に登記されている中小企業等（ベンチャーを含む）であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。

- 2) 関連分野の開発等に関する実績を有し、かつ、技術開発目標の達成及び技術開発の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- 3) 申請テーマの実施に必要な設備等の開発環境が整備されていること。
- 4) 委託事業に係る経理その他事務について、的確な管理体制及び処理能力、財務基盤を有すること。
- 5) 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。

【連名申請者】

- 1) 日本に登記されている企業等（大学、研究機関などを含む）の機関であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。なお、特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から日本に登記されていない企業等との連携を要する場合は、その必要性を明記し、NEDOがその必要性を認めた場合のみ、連携が必要な部分を日本に登記されていない企業等との連携により実施することができる。
- 2) 独立行政法人（国立研究開発法人を含む）又は公益法人の場合、他者に比べて優位性を有することを申請書に明記すること。
- 3) 関連分野の開発等に関する実績を有し、かつ、技術開発目標の達成及び技術開発の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- 4) 申請テーマの実施に必要な設備等の開発環境が整備されていること。
- 5) 委託事業に係る経理その他事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 6) 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。

<フェーズC及びDの場合>

申請者及び全ての連名申請者は、以下の全ての要件を満たすことが必要です（法人格を有する者に限る）。

- 1) 日本に登記されている中小企業等（ベンチャーを含む）であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること（フェーズDは連名申請者として大企業の参画が可能）。
- 2) 助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 3) 助成対象事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な財務的基礎を有すること。
- 4) 助成事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 5) 助成事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- 6) 技術に関する研究及び開発の成果を経営において他の経営資源と組み合わせ有効に活用するとともに、将来の事業内容を展望して研究及び開発を計画的に展開する能力を有することにより、イノベーションを実現する可能性を有する者であること。

(3) 申請に関する注意

- 1) 同一テーマで、複数フェーズ（フェーズA、フェーズB、フェーズC又はフェーズD）へ同時に申請することはできません。

- 2) 同一申請者が、複数のテーマで申請をすることは可能です。
- 3) フェーズA及びフェーズBにおいて複数機関で申請する場合、採択決定後の契約は、原則として連名契約となります。
- 4) フェーズC及びフェーズDにおいては採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算の制約等により申請額から減額して交付決定することがあります。
- 5) 本事業のフェーズA及びフェーズBでは、再委託を行うことはできません。また、フェーズC及びフェーズDでは学術機関等（※6）との共同研究を行うことはできますが、その他機関との共同研究や委託を行うことはできません。
- 6) 申請書は日本語で作成してください。

（※6）「学術機関等」とは

- 国公立研究機関、国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関

【3. 応募にあたっての留意事項】

(1) 重複応募の排除

申請者に「不合理な重複」(※7)、「過度の集中」(※8)が発生している場合は、本事業の対象とせず、採択は行いません。

なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、契約又は交付決定を取り消し、委託費又は助成金(以下「研究費」という。)の返還請求、罰則等の適用が行われることがあります。

(※7)「不合理な重複」とは

同一の申請者(研究者)による同一の研究開発課題(研究費が配分される研究開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の研究費が不必要に重ねて配分される状態であって、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究開発課題について、複数の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて申請があった場合
- ・ 複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

(※8)「過度の集中」とは

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

(2) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」(※9)という。)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」(※10)という。)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

(※9)「不正使用等指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※10) 「補助金停止等機構達」について

NEDOホームページをご参照ください。

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 「不正な使用」を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結又は補助金等の交付を停止します（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います）。
- ③ 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、NEDOの事業への応募を制限します（不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います）。
- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も上記①～③の措置を講じることがあります。
- ⑤ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名、研究者名及び不正の内容等について公表します。

2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

- ① 本事業の委託及び助成にあたり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
- ② 体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
- ③ また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(3) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」（※11）という。）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」（※12）という。）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。

(※11) 「研究不正指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/150115shishin-kenkyufusei.pdf

(※12) 「研究不正機構達」について

NEDOホームページをご参照ください

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）。
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）。
- ④ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(4) N E D Oにおける研究不正等の告発受付窓口

N E D Oにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

[連絡先]

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 16階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）

検査・業務管理部

TEL：044-520-5131

FAX番号：044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ：http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。）

【4. 提出期限及び提出先】

- ・提出期限：平成29年11月6日（月）正午必着 郵送又は特定信書便のみで受付
※持参での受付は行いません
- ・送付先：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部 プラットフォームグループ
〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
ミュージア川崎セントラルタワー 20階

本公募要領に従い提出書類を作成し、応募期間内（平成29年10月6日（金）～平成29年11月6日（月）正午必着）に郵送又は特定信書便にてご提出ください。受付締切日時を過ぎて到着したものは、審査対象となりませんのでご注意ください。

提出書類を郵送する場合は、簡易書留・配達証明等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって行ってください。

ご提出に際しては、余裕をもって到着するようにご送付ください。

書類に不備等がある場合は原則として受理せず、審査対象とはなりませんので、所定の申請書様式に従って記入してください。

e-Radの登録が無い場合には、審査対象なりません。

FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。また、提出書類は返却いたしません。

ご送付に際しては、封筒にベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業に係る提出書類類在中と朱書きの上、ご提出ください。また、「申請用書類等整理番号通知票」の返送用に、連絡責任者宛先を明記し82円切手を貼付した返送用封筒を同封してください。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合はNEDOホームページにてお知らせいたします。

【5. 応募方法】

(1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) (※13) への申請手続きと、NEDOへの申請書類の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、ご注意ください。

(※13) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯：平日、休日ともに0:00～24:00
(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク
電話番号：0570-066-877 (フリーダイヤル)
受付時間：平日9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く

【手続きの概略】

以下、①～④の手続きのうち、①～②の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(③～④の手続きは必要です)。

① 所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までにe-Radに研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

※ [システム利用にあたっての事前準備のページ] をご覧ください。

(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)

② 研究者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください。

③ 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の印刷

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷してください(この印刷物はNEDOへの提出書類として必要になります)。

④ 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了して下さい。「確認・実行」ボタンを押さないとe-Rad上での登録が完了しません。

【注意事項】

- ・ 申請書類をNEDOへ提出する際には、e-Radに登録されている必要があります。申請の前に十分余裕をもってご準備いただき、提出締切日までに登録を完了するようお願いいたします。
- ・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。
- ・ 複数機関で申請する場合は、申請者及び全ての連名申請者について、機関毎にe-Radへ所属研究機関及び研究代表者をご登録ください。登録後、研究代表者より応募情報の申請・提出を行ってください。

(2) 提案に必要な書類等の作成

平成29年度第2回公募では、フェーズA、フェーズB、フェーズC及びフェーズDへの申請を募集します。

- 1) 提出に必要な書類等は、NEDOホームページの[公募情報]の当該事業ページからダウンロードできます。提出書類は、「フェーズA提出書類」、「フェーズB提出書類」、「フェーズC提出書類」又は「フェーズD提出書類」及び「電子データ要旨情報」等をダウンロードし、申請フェーズの提出書類を作成してください。申請フェーズと異なる提出書類を使用しないように注意してください。
- 2) 複数のテーマで申請をする場合は、申請フェーズに関わらず、「電子データ要旨情報」は、申請テーマ毎に作成してください。作成後、電子データ（エクセルファイル）で提出してください。
- 3) いずれの提出書類も、すべてA4版とし、左とじダブルクリップ留めして提出してください（ホッチキス留め、製本は行わないでください）。提出書類（正）は片面印刷で、提出書類（副）は両面印刷とし、すべての書類に縦二穴パンチ穴をあけてください。その際、パンチ穴がずれないように揃えて下さい。
- 4) フェーズA及びフェーズBにおいては、NEDOの「業務委託契約約款」に合意することが委託先の要件になります。なお、「業務委託契約約款」が変更された場合は、最新のものを用います。「業務委託契約約款」の詳細につきましては、本公募ページを参照願います。「業務委託契約約款」について疑義がある場合は、その内容を示す文書1部を添付してください。
- 5) フェーズC及びフェーズDにおいては、NEDOの「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に合意することが、助成先の要件になります。なお、「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」が変更された場合は、最新のものを用います。「課題設定型産業技術

開発費助成金交付規程」の詳細につきましては、本公募ページを参照願います。

フェーズA及びフェーズB

★「フェーズA提出書類」又は「フェーズB提出書類」及び「電子データ要旨情報」を入手した上で作成して下さい。★

1. 提出書類（正：片面印刷） 1部
 - ① 申請用書類等チェックリスト・申請用書類等整理番号通知票
 - ② 申請書 [表紙]
 - ③ 申請書 [要約]
 - ④ 申請書 [本文]
 - ⑤ 実施計画及び実施経費計画（別添1）
 - ⑥ 業務管理者研究経歴書（別添2）
 - ⑦ 主要開発者一覧（別添3）
 - ⑧ 利害関係のある評価者（別添4）
 - ⑨ NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（別添5）
 - ⑩ 法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）
 - ⑪ 直近2年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）
 - ⑫ e-Rad「応募内容提案書」
 - ⑬ イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト（別添6）【該当者のみ】

2. 提出書類（副：両面印刷）上記②、③、④、⑤、⑦、⑩、⑪の写し 1部
 - ② 申請書 [表紙]
 - ③ 申請書 [要約]
 - ④ 申請書 [本文]
 - ⑤ 実施計画及び実施経費計画（別添1）
 - ⑦ 主要開発者一覧（別添3）
 - ⑩ 法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）
 - ⑪ 直近2年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）

3. CD-R ⑭、⑮、⑯の電子データを保存したCD-R 1部
 - ⑭ 電子データ要旨情報の電子データ（エクセルファイル形式）
 - ⑮ ②～⑨、⑬の電子データ（ワードファイル形式）
 - ⑯ ②、③、④、⑤、⑦、⑩、⑪の電子データ（1つのPDFファイル形式にまとめたもの。②のみ押印版をPDF化して下さい）

4. 申請用書類等整理番号通知票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、82円切手貼付） 1部

フェーズC

★「フェーズC提出書類」及び「電子データ要旨情報」を入手した上で作成して下さい。★

1. 提出書類（正：片面印刷） 1部
 - ① 申請用書類等チェックリスト・申請用書類等整理番号通知票
 - ② 交付申請書（様式第1）
 - ③ 助成事業要旨
 - ④ 助成事業内容等説明書（添付資料1）
 - ⑤ 助成事業実施計画書（添付資料2）
 - ⑥ 事業化計画書（添付資料3）
 - ⑦ その他の補助金制度との関係等（添付資料4）（※実績調査表は共同研究先からも提出して下さい。）
 - ⑧ 実用化研究開発期間における資金計画（添付資料5）
 - ⑨ 利害関係のある評価者（添付資料6）
 - ⑩ 事業成果の広報活動について（添付資料7）
 - ⑪ 法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料8-1）
 - ⑫ 直近2年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料8-2）
 - ⑬ e-Rad 応募内容提案書（添付資料9）
 - ⑭ イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト（添付資料10）【該当者のみ】
 - ⑮ ユーザ候補からの推薦書（別紙）【該当者のみ】

2. 提出書類（副：両面印刷） 上記②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑪、⑫、⑮の写し 1部
 - ② 交付申請書（様式第1）
 - ③ 助成事業要旨
 - ④ 助成事業内容等説明書（添付資料1）
 - ⑤ 助成事業実施計画書（添付資料2）
 - ⑥ 事業化計画書（添付資料3）
 - ⑦ その他の補助金制度との関係等（添付資料4）
 - ⑪ 法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料8-1）
 - ⑫ 直近2年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料8-2）
 - ⑮ ユーザ候補からの推薦書（別紙）【該当者のみ】

3. CD-R ⑬、⑭、⑮の電子データを保存したCD-R 1部
 - ⑬ 電子データ要旨情報の電子データ（エクセルファイル形式）
 - ⑭ ②～⑩、⑫の電子データ（ワードファイル形式）
 - ⑮ ②～⑦、⑪、⑫、⑮の電子データ（1つのPDFファイル形式にまとめたもの。②と⑮のみ押印版をPDF化して下さい）

4. 申請用書類等整理番号通知票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、82円切手貼付） 1部

フェーズD

★「フェーズD提出書類」及び「電子データ要旨情報」を入手した上で作成して下さい。★

1. 提出書類（正：片面印刷） 1部
 - ① 申請用書類等チェックリスト・申請用書類等整理番号通知票
 - ② 交付申請書（様式第1）
 - ③ 助成事業要旨
 - ④ 助成事業内容等説明書（添付資料1）
 - ⑤ 助成事業実施計画書（添付資料2）
 - ⑥ 事業化計画書（添付資料3）
 - ⑦ その他の補助金制度との関係等（添付資料4）（※実績調査表は共同研究先からも提出して下さい。）
 - ⑧ 実証研究開発期間における資金計画（添付資料5）
 - ⑨ 利害関係のある評価者（添付資料6）
 - ⑩ 事業成果の広報活動について（添付資料7）
 - ⑪ 法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料8-1）
 - ⑫ 直近2年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料8-2）
 - ⑬ e-Rad 応募内容提案書（添付資料9）
 - ⑭ 助成対象費用に係る実施計画書（添付資料10）
 - ⑮ 自治体からの推薦書（添付資料11）
 - ⑯ イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト（添付資料12）【該当者のみ】
 - ⑰ ユーザ候補からの推薦書（別紙）【該当者のみ】
2. 提出書類（副：両面印刷） 上記②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑪、⑫、⑭、⑮、⑰の写し 1部
 - ② 交付申請書（様式第1）
 - ③ 助成事業要旨
 - ④ 助成事業内容等説明書（添付資料1）
 - ⑤ 助成事業実施計画書（添付資料2）
 - ⑥ 事業化計画書（添付資料3）
 - ⑦ その他の補助金制度との関係等（添付資料4）
 - ⑪ 法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料8-1）
 - ⑫ 直近2年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料8-2）
 - ⑭ 助成対象費用に係る実施計画書（添付資料10）
 - ⑮ 自治体からの推薦書（添付資料11）
 - ⑰ ユーザ候補からの推薦書（別紙）【該当者のみ】
3. CD-R ⑱、⑲、⑳の電子データを保存したCD-R 1部
 - ⑱ 電子データ要旨情報の電子データ（エクセルファイル形式）
 - ⑲ ②～⑩、⑭、⑯の電子データ（ワードファイル形式）
 - ⑳ ②～⑦、⑪、⑫、⑭、⑮、⑰の電子データ（1つのPDFファイル形式にまとめたもの。②と⑯のみ押印版をPDF化して下さい）
4. 申請用書類等整理番号通知票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、82円切手貼付） 1部

(3) 提出書類の受理に関する注意事項

- ・ 提出書類を受理しますと、後日、申請用書類等整理番号通知票を郵送します。
- ・ 提出期限を過ぎた提出書類、応募の要件を有しない者の提出書類、不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出された書類等は返却致しませんので予めご了承ください。

【6. 秘密の保持】

(1) 提出物の管理

提出書類等は本事業の採択先選定のためにのみ用い、NEDO内で厳重に管理いたします。なお、取得した個人情報については、本事業の採択先選定にあたっての審査のために利用いたしますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。なお、審査の実施にあたり、提出書類の写しを審査委員に送付することがありますので、予めご了承ください。

(2) 応募情報の公表

採択された技術開発テーマについては、申請者の名称、申請テーマの名称をNEDOのホームページ等で公表します。不採択となった申請テーマについては、当該申請者に対してのみ、不採択理由とともに結果を通知します。ただし、他の機関等からの依頼・問合せ等に対して、その依頼・問合せが妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の名称、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

(3) 個人情報の取り扱い

提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。また、審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。

ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

【7. 委託先及び助成先の選定について】

(1) 審査方法

申請書に対して、外部の有識者による事前審査を行います。事前審査の過程で、必要に応じて資料の追加やプレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDOより、申請書に示された「連絡責任者」にご連絡いたします。

委託先及び助成先は、NEDO内に設置した契約・助成審査委員会において、上記のとおり実施した事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等により審査を行い、最終的に決定します。

なお、委託先及び助成先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じることができませんので予めご了承ください。

(2) 事前審査の基準

<フェーズA及びBの場合>

1) 技術審査

- ① 申請テーマが、競合技術や従来技術と比較して優位性や独自性が高いこと。
- ② 実施する技術開発に新規性があり、技術開発の目標が合理的な根拠のもと設定されており、事業化に向けて適切なものとなっていること。
- ③ 解決すべき技術課題が明確に示されていること。
- ④ 技術課題の解決方法が、実験データ、論文等の科学的根拠に基づき提案されており、予定期間内に技術課題が解決される可能性が高いこと。
- ⑤ 申請テーマが、CO₂削減効果、非常電源、エネルギー需給ギャップの解消や独立運転システムに活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいこと。
- ⑥ 実施計画、実施体制等が適切なものとなっており、費用対効果（委託金額に対する開発効果）が高いこと。

2) 事業化審査

- ① 事業化の基盤となる知財戦略等が十分に検討されていること。
- ② 市場ニーズが具体的に示されており、信頼できるものであること。
- ③ 想定するビジネスが、市場ニーズをふまえ、競合するビジネスと比較し優位性が高いこと。
- ④ 想定する事業化までの達成時期、事業化までのマイルストーン、ビジネスフォーメーションと役割分担が具体的に示されていること。
- ⑤ 事業化計画が、実現可能性が高いこと。

<フェーズCの場合>

1) 技術審査

- ① 実用化研究開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われており、申請テーマが、競合技術や従来技術と比較して優位性や独自性が高いこと。

- ② 実施する実用化研究開発において、解決すべき技術課題が明確に示されていること。
- ③ 実用化研究開発の目標が合理的な根拠のもと設定されており、実用化に向けて適切なものとなっていること。
- ④ 実用化研究計画、開発体制等が適切なものとなっていること。
- ⑤ 申請テーマが、CO₂削減効果、非常電源、エネルギー需給ギャップの解消や独立運転システムに活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいこと。

2) 事業化審査

- ① 費用対効果（助成金額に対する事業化効果）が高い事業化計画となっていること。
- ② 開発商品に関する優位性のある特許もしくはノウハウを保有している、あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
- ③ 市場ニーズが具体的に示されており、信頼できるものであること。
- ④ 想定するビジネスが、市場ニーズをふまえ、競合するビジネスと比較し優位性が高いこと。
- ⑤ 事業化体制と役割分担が具体的に示されていること。
- ⑥ 事業期間終了後3年以内に実用化が達成する可能性が高いことを示す事業化計画（事業化計画に向けバリューチェーンにおける申請者以外の外部機関との協力体制等を含め各機関の役割分担の明確化を含む）を提案していること。
- ⑦ 実証段階から事業化に係る法的規制等についての課題及びそれに対する解決策を提示すること。

<フェーズDの場合>

1) 技術審査

- ① 実証研究開発のシーズについて、基礎的な検討が行われており、予定期間内に技術課題が解決される可能性が高いこと。また、過去に本事業またはこれに類する国・地方公共団体による研究開発事業を行い、基礎となる技術が確立されていること。申請テーマが、競合技術や従来技術と比較して優位性や独自性が高いこと。
- ② 実施する実証研究開発において、解決すべき技術課題が明確に示されていること。
- ③ 実証研究開発の目標が合理的な根拠のもと設定されており、実用化に向けて適切なものとなっていること。
- ④ 実証研究計画、開発体制等が適切なものとなっていること。
- ⑤ 申請テーマが、CO₂削減効果、非常電源、エネルギー需給ギャップの解消や独立運転システムに活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいこと。

2) 事業化審査

- ① 費用対効果（助成金額に対する事業化効果）が高い事業化計画となっていること。
- ② 事業化のための知財面の障害がないこと。事業化のために優位性のある特許もしくはノウハウを保有している。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。

- ③ 市場ニーズが具体的に示されており、信頼できるものであること。
- ④ 想定するビジネスが、市場ニーズをふまえ、競合するビジネスと比較し優位性が高いこと。
- ⑤ 事業化体制と役割分担が具体的に示されていること。
- ⑥ 事業期間終了後1年程度で実用化が達成する可能性が高いことを示す事業化計画（事業化計画に向けバリューチェーンにおける申請者以外の外部機関との協力体制等を含め各機関の役割分担の明確化を含む）を提案していること。
- ⑦ 実証段階から事業化に係る法的規制等についての課題及びそれに対する解決策を提示すること。

<フェーズA、B、C及びD共通>

1) 政策意図に関する審査

- ① イノベーション・コースト構想の対象地域で実施される申請であって、同地域への貢献度が特に見込まれること。

(3) 契約・助成審査委員会の選考基準

以下の基準により委託先及び助成先を選考するものとする。

1) 申請書の内容が次の各号に適合していること。

- ① 委託事業又は助成事業の目標がNEDOの意図と合致していること。
- ② 委託事業又は助成事業の方法、内容等が優れていること。
- ③ 委託事業又は助成事業の経済性が優れていること。

2) 本事業における委託先及び助成先の遂行能力が以下の各号に適合していること。

- ① 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
- ② 委託事業又は助成事業を行う体制が整っていること。
- ③ 委託事業又は助成事業に必要な設備を有していること。
- ④ 経営基盤が確立していること。
- ⑤ 委託事業又は助成事業に必要な研究者等を有していること。
- ⑥ 委託事業又は助成事業の実施に関してNEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

【8. 委託先及び助成先の決定及び通知】

(1) 採択結果の公表等について

受理された提案書に対して、採択、不採択に拘らず、その結果を通知します。採択された開発テーマ等についてはNEDOのホームページ等で公表します。不採択となった案件については、当該申請者に対してのみ、不採択理由とともに結果を通知します。

また、採択に当たって附帯条件等がある場合（例：実施体制の見直し等）、通知文に明記することがあります。

(2) 審査委員の氏名の公表について

当該事前審査委員の氏名については、上記採択結果の公表時に併せて公表するものとします。

(3) スケジュール

平成29年10月 6日（金）	公募開始
10月16日（月）	公募説明会（川崎）
10月19日（木）	公募説明会（大阪）
10月20日（金）	公募説明会（福岡）
10月23日（月）	公募説明会（川崎）
11月 6日（月） 12時	公募締切
11月中旬（予定）	事前審査
平成30年 1月上旬（予定）	契約・助成審査委員会
1月中旬（予定）	委託先及び助成先の決定
1月下旬（予定）	契約締結

本事業の内容についての概要説明、応募に当たっての手続き、提案書の書き方等についての公募説明会を開催しますので、応募を考えている方はできるだけ参加してください。詳細は本公募ページをご覧ください。

【9. 助成事業（フェーズC及びフェーズD）について】

（1）助成金の支払い

本事業における助成金の交付は、助成期間終了後に提出していただく実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則としています。ただし、NEDOが必要と認めた場合は、助成期間途中であっても助成事業者の支出実績額等に応じて概算払いを行うことがあります。

（2）取得財産の管理

- 1) 本事業における取得財産の所有権は助成事業者にあります。これを処分しようとするとき（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合）は、あらかじめNEDOの承認を受ける必要があります。なお、本事業の遂行にともない、事業期間中に電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物や収入の発生が見込まれる場合、申請書の該当箇所にそれら発生が見込まれる内容について記載してください。また、事業期間中に上記が発生した場合には、担当者へご相談ください。

※助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、NEDOが別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分することにより収入があった時は、NEDOの請求に応じ収入の一部または全部を納付しなければならない場合があります。

※NEDOでは、処分制限取得財産等を補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で、一時的に（当該年度を超えない範囲で）行う転用又は貸付けを行う場合、経済産業省通達「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に準じた取扱いを行います（詳細は以下URLを参照してください）。

http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html

- 2) 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。

※圧縮記帳：新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

（3）産業財産権等の届出

助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間またはその終了後5年間に届出、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。

(4) 企業化状況報告書

事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、企業化状況報告書をNEDOに提出していただきます。

(5) 収益納付

- 1) 企業化状況報告書により、助成事業の実施結果の実用化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及び助成事業の実施結果の他への供与による収益が認められたときは、原則、その収益の一部をNEDOに納付していただきます。
- 2) 収益納付額の合計は、助成金の確定額を上限とします。
- 3) 収益納付すべき期間は、事業期間の終了年度の翌年度以降5年間とします。

【10. その他の留意事項】

(1) 追跡調査・評価

事業期間終了後成果の発展状況を把握するために、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。

(2) 知財マネジメント

委託による研究開発事業であるフェーズA及びフェーズBについては、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。また、フェーズA及びフェーズBの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）にご協力をいただきます。

(3) フェーズBからフェーズCへの移行

フェーズBでの実施体制の連名委託先に大学、研究機関などが含まれている場合、フェーズBからフェーズCへの移行後の交付先は中小企業等のみとなりますのでご注意ください。大学、研究機関などのうち、学術機関等は共同研究先として体制に加わることが可能です。また、事務処理マニュアルも委託用から助成用へと変更になりますので、合わせてご注意ください。なお、移行にあたっては、ステージゲート審査で継続可否の評価を受けていただくこととなります。

(4) マッチング会

フェーズC及びフェーズD事業者については、各事業者のバリューチェーンを念頭に置いた事業化体制構築を促進するため、マッチング会等への参加を原則必須とさせていただきます。

(5) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業では、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」（※14）という）に関する経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。

（※14）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

総合科学技術会議ホームページをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(6) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

1) 本事業では、報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとします。特に記者会見・ニュース

リリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとします。

- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとします。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

【11. 問い合わせ先】

本事業の内容に関するお問い合わせは、11月2日（木）までに限り、以下の連絡先まで平日10：00～12：00及び13：00～17：00の間にご連絡ください。

[連絡先]

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

イノベーション推進部 プラットフォームグループ

TEL：044-520-5171

電子メール：venture29@nedo.go.jp

また、以下の支部においても、問い合わせをお受けいたします。

NEDO 関西支部 事業管理部

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田3丁目3番10号（梅田ダイビル6階）

TEL：06-6341-5403